

利根川尻さば漁場の操業調整会議の結果について

- 1 日 時 令和 7 年 7 月 2 3 日 午後 2 時から
- 2 場 所 航空会館（東京都）
- 3 出席者 東日本さば釣漁業協会 黒川会長ほか 3 名
千葉県沿岸漁業者協議会 坂本会長ほか 7 名
（ほかオブザーバー 4 名）
北部太平洋まき網漁業協同組合連合会 重会長ほか 7 名
水産庁資源管理部管理調整課 馬場漁業調整官ほか 2 名
千葉県、静岡県及び東京都の行政担当者 6 名
事務局 1 2 名（各県漁連等）
- 4 概 要
 - （1）利根川尻さば漁場を巡っては、東日本さば釣漁業協会及び千葉県沿岸漁業者協議会（以下、沿岸側）と北部太平洋まき網漁業協同組合連合会（以下、北まき側）との間で、申合せ等が結ばれている。
 - （2）今般、この申合せ等の有効期間（2 年間）が本年 7 月 3 1 日で満了となることに伴い、双方から申合せ等の改廃の申し出があったため、水産庁及び千葉県が立会人となって調整会議が開催された。
 - （3）沿岸側、北まき側の申入れ内容と結果
 - ①沿岸側
「利根川尻さば漁場におけるさばまき網漁業の条件」が付されている大中型まき網漁業に関して、千葉県一の島灯台正東線以南の海域における夜間操業の周年禁止、申合せ等の延長及び申合せに係る念書の「日出前 2 時間までの投網を認める」ただし書きの削除
 - ②北まき側
犬吠埼燈台 135 度の線以北のさばまき網操業期間を「1 2 月 1 1 日正午から翌年 2 月 1 日正午まで」から「1 2 月 1 1 日正午から翌年 3 月 1 日正午まで」に 1 か月延長
- （4）当日は、申合せ等を延長するための確認書に関係者の仮署名が行われた。
- （5）なお、「通称ゾウノハナ」に関する覚書に係る確認書の取扱いについては、別途当事者間（銚子市漁協と北まき側）で協議することとなった。